

常務理事候補者の公募について

一般財団法人厚生労働統計協会（以下「協会」という。）は、次により役員候補者を公募いたします。

1 協会の概要

協会は、昭和28年に財団法人厚生統計協会として設立以来、厚生統計の普及、啓発及び調査研究などの公益事業を行ってまいりましたが、公益法人制度改革を機に、その目的である「民による公益の増進」を更に推進するため、名称、目的及び事業を改め、平成23年4月1日にスタートした一般財団法人です。

定款に定める事業は以下のとおりです。

- ① 厚生労働統計に関する調査研究及び政府の施策に対する協力
- ② 厚生労働統計及び厚生労働統計を活用した知識の普及、啓発及び研修
- ③ 厚生労働統計その他厚生労働行政関連情報の収集、加工、分析及び提供
- ④ 厚生労働統計及び厚生労働統計を活用した知識に関する刊行物の発行
- ⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 法人の所在地

東京都中央区日本橋小伝馬町4番9号

3 公募する役職及び職務

理事候補者(常務理事候補者) 1名

理事候補者は、一般財団法人厚生労働統計協会定款に基づき、①評議員会の決議による理事選任、②理事会の決議による常務理事選定の各手続きを経て常務理事に就任することになります。(評議員会及び理事会は合議制の機関ですので、本公募により常務理事候補者として選定されても、評議員会又は理事会において理事又は常務理事として選任されない場合があります。)

常務理事は、会長を補佐し、法人の重要な運営方針に参画するとともに、法人全体の業務に関する総合調整及びそれらの事業の推進にあたります。

4 任期

任期は平成29年11月1日から平成31年度定時評議員会終結時(平成31年6月末予定)までです。

5 必要な知識・経験

- 1) 原則として、任期満了時点(平成31年6月末現在)において70歳未満であること。
- 2) 法人の運営管理について経験と知識を有すること。
- 3) 厚生労働行政及び厚生労働統計に関する知識を有すること。
- 4) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第177条の準用規定による同法第65条第1項各号に該当しないこと。
- 5) 人格高潔で心身ともに健康であること。

6 候補者の選考方法等

第1次審査(書類審査)及び第2次審査(面接試験)を行い、候補者を選定します。

7 常務理事に就任した場合の処遇

- 1) 給与及び退職金:「評議員及び役員等の報酬並びに費用の支給基準」により支給
- 2) 福利厚生: 出版健康保険組合、出版厚生年金基金、健康診断(年1回)
- 3) 勤務形態: 常勤
(勤務時間等の規程はありませんが、原則として職員就業規則の規定に準じて勤務)
- 4) 勤務地: 一般財団法人厚生労働統計協会(東京都中央区日本橋小伝馬町4番9号)

8 応募方法

1) 提出書類

① 履歴書

市販のJIS規格履歴書に学歴、資格取得、職歴、賞罰及び健康状態を詳細に記載し、3ヶ月以内に撮影した写真(パスポートサイズ4.5cm×3.5cm)を添付したもの。

② 自己アピールのための小論文

テーマ:「厚生労働統計に関する私の考え」

様式等: A4版、横書きで1600字程度(ワープロ又は手書き)

2) 提出方法

封筒の表に「役員応募」と朱書きし、簡易書留により郵送してください。

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町4番9号

一般財団法人 厚生労働統計協会 宛て

3) 提出期限

平成29年9月20日(水) [必着]

9 選考結果の通知

第1次選考結果は、応募者全員に文書でお知らせいたします。

なお、第1次の合格者には第2次選考会の日時等につきましても併せてお知らせします。

10 その他

1) 提出された書類等の個人情報につきましては、選考の目的以外に使用いたしません。

2) 応募方法等に関する問い合わせは、電話でお受けいたします。

ただし、選考経過及び選考結果等に関するお問い合わせにつきましては、お答えいたしかねますので予めご了承ください。

(問い合わせ) 03-5623-4123

担当: 田邊